

新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業

受託者選定プロポーザル実施要領

令和7年7月

新潟市こども未来部こども政策課

1 目的

本市では出会い・結婚、子育ての支援施策が多数行われているにもかかわらず、それらが十分に認知されていない状況があることから、本市の事業を幅広く周知し、安心して結婚し子どもを産み育てる環境があることを幅広い市民に伝えていく必要がある。

また、令和4年度に本市が実施した「結婚と出産に関する意識調査」に回答した独身者の概ね7割以上は「いずれは結婚するつもり」と考えているほか、晩婚化・未婚化に歯止めをかける主要施策として「社会全体で若者の結婚や子育てを応援する意識づくり」や「出会いの機会の提供等の結婚支援」が必要との回答が3割程度存在していることから、市民全体への結婚に対する機運の醸成や出会いの機会の創出に取り組んでいくとともに、令和3年度から実施している結婚応援結パスポート事業に係る、潜在的な協賛店への営業等を実施することにより、協賛店の新規獲得を図る。令和7年度より実施する新潟市新潟県マッチングシステム（ハートマッチにいがた）登録料補助事業を広く周知することで、結婚を希望する人や今後結婚を希望する人、その周りに対して、事業の活用を促すとともに認知度向上を図る。

さらに、社会全体で子育てを応援し子どもと子育てにやさしい新潟市を実現するため、これまで本市で実施してきたにいがたっ子すこやかパスポートや赤ちゃんの駅、スマイルプラス運動といった民間事業者等と連携した子育てを応援する取組を拡充、強化し、新潟市子ども・子育て応援キャッチフレーズを活用しながら子育てにやさしいまちづくりに向けた機運の醸成、子育て応援情報の発信をさらに強化する。

2 委託業務の内容

(1) 名称

新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業

(2) 業務内容

「新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託予定上限価格

上限額 2,570,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

提案者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加表明書提出時、新潟市競争入札資格名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出から契約の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (4) 新潟市内に本店または支社、支店、営業所等を有していること。

- (5) 国税及び市税に未納がないこと。
- (6) 次の申し立てがされていない者であること。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (7) 以下に該当する者が役員の民間企業等でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有するものではないこと。
- (9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (11) 共同企業体の場合、次の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体が3社以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市との契約の締結が行えること。（代表企業が本市に対し全ての責任を負うものとする。）
 - エ 共同企業体の構成企業が、単独又は他の共同企業体の構成企業として本件の入札に参加していないこと。
- (12) 仕様に基づく要件に対応できること。

4 スケジュール

募集開始	: 令和7年7月 9日（水）
質問書提出期限	: 令和7年7月17日（木）午後5時
質問回答（予定）	: 令和7年7月18日（金）
参加表明書提出期限	: 令和7年7月24日（木）午後5時
提案書提出期限	: 令和7年8月 1日（金）午後5時
選定委員会開催（予定）	: 令和7年8月 8日（金）
審査結果通知（予定）	: 令和7年8月12日（火）
履行期限	: 令和8年3月31日（火）

5 質問・回答について

本公募に係る質問・回答については、以下のとおり取り扱う。

- ・ 質問の様式：様式1『質問書』
- ・ 提出期限：令和7年7月17日（木）午後5時必着
- ・ 提出方法：持参または電子メール
- ・ 回答方法：令和7年7月18日（金）までに電子メールにて回答

6 参加表明書の提出について

本公募に参加する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・ 提出書類：様式2『参加表明書』（単独で参加する場合にあつては様式2-1、共同企業体で参加する場合にあつては様式2-2）
様式3『共同企業体協定書兼委任状』（共同企業体で参加する場合のみ）
※新潟市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、上記のほか、同名簿の登載要件を満たすことを証する書類を提出すること。
- ・ 提出期限：令和7年7月24日（木）午後5時必着
- ・ 提出方法：持参または郵送
- ・ その他：参加表明書を提出後に辞退する場合は、様式4『参加辞退届出書』を令和7年7月30日（水）午後5時までに提出すること。

7 提案書の提出について

本公募に参加する場合は、別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類を提出すること。

- ・ 規格：A4判・両面印刷（縦・横等の書式は自由）（必要に応じてA3判も使用可）
- ・ 記載事項：
 - ① 提案書表紙
 - ② 実施体制
 - ③ 類似業務実績
 - ④ 提案内容
 - ⑤ 見積書（要代表者印）

提出期限：令和7年8月1日（金）午後5時必着

提出部数：正本1部、副本7部

※企業名や担当者名等は正本にのみ記載。副本には提案企業が特定できるものを一切記載しないこと。

提出方法：持参または郵送

留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。
提案内容を具体的に記載すること。

8 選定方法及び選定結果

（1）選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員で構成する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ 選定委員は評価基準に基づき個々に採点を行い、採点結果により得点が最も高い者から順位を付与する。

その結果、1位を最も多く獲得した提案者を最優秀提案者とする。

1位の獲得数が複数の事業者で同数となった場合は、全選定委員の採点結果の合計点が高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、全選定委員の採点結果の合計点が配点合計の60パーセントに満たない場合は、最優秀提案者に選定しない場合がある。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準・視点等	配点
目的	全体の方向性	業務の内容を十分に理解し、目的に沿った提案となっているか。	10
提案内容	市の事業への理解	市の出会い・結婚、子育て事業(結パスポート、ハートマッチ補助、すこやかパスポート、赤ちゃんの駅、スマイルプラス運動)の内容を理解し、その事業効果や魅力が伝わる内容となっているか。	10
	広報媒体を活用した 周知・啓発	＜有効性＞ 本市が結婚への支援や子育てにやさしいまちづくりを行っているというメッセージを分かりやすく伝える工夫があり、イメージの向上や各事業の周知に繋がるか。	20
		＜企画力＞ 提案された内容は、創意工夫を活かした手法及びコンテンツとなっているか。	20

	広報媒体を活用した 周知・啓発	出会い・結婚から子育てまで切れ目なく取り組んでいることを、統一的なコンセプト・デザインのもとで周知しているか。	10
	自由提案	創意工夫があり魅力的な内容で、実現性、効果、成果が見込めるか。	10
実施体制	実施体制等	企画提案内容を確実に実施できるスケジュール、実施体制、実績等が提示されているか。	10
価格	見積額等	費用対効果の観点から優れたものであり、見積額の妥当性、経済優位性はあるか。	10
合計			100

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ文書で通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ウ 契約締結後においても受託者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- エ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定するところに準じる。

(4) 再委託

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

イ 要領に定められた期限を過ぎて各種書類を提出した者

ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者

オ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) その他

ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、新潟市において複製を作成する場合がある。

エ 選定結果について異議申立ては認めない。

オ 受託者の名称及び採点結果は公表できるものとする。

カ 受託者を除く提案者の採点結果は公表できるものとし、社名・提案内容は非公表とする。

11 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ

TEL 025-226-1193 (直通)

E-mail: mirai@city.niigata.lg.jp